

よくある質問（柔整）

No.	質 問	回 答
1	10日が土曜日等の場合、申請書の受付は行っていますか。	申請書の受付は毎月10日までとなっています。ただし、10日が土・日・祝の場合は、受付を行います。 受付時間はいずれの日も午前8時半から午後5時までです。 郵送の場合も10日必着となっていますので、ご注意ください。（普通郵便についてはお届け日が以前より数日遅くなっていますので、余裕をもって送付してください。） ホームページ「柔整・あはき施術所の皆様へ」→「診療報酬請求書等の提出について」に年間の申請書提出日を掲載していますので、ご参照ください。
2	申請書の編綴方法を教えてください。	ホームページ「柔整・あはき施術所の皆様へ」→「診療報酬請求書等の編綴方法について」→「柔道整復施術施術療養費支給申請書編綴方法」に申請書の編綴方法を掲載していますので、ご参照ください。
3	請求済の申請書を返してほしいのですが。	ホームページ「柔整・あはき施術所の皆様へ」→「様式集」→「柔整様式集」の「柔道整復施術施術療養費支給申請書取下げ依頼書」をダウンロードし必要事項を記入のうえ送付してください。
4	返戻となった申請書について。	資格など、被保険者情報に関することは、該当保険者へお尋ねください。 問い合わせ先については、返戻付せんの下部に電話番号の記載しておりますので、そちらへお願いします。

5	入金日はいつになりますか。	請求月の翌月末日（末日が土日祝日の場合は前日の営業日）になります。
6	支払保留通知書が到着して期間が経過しているが、どうなっていますか。	保険者より調査書を送付していますが、未回答の状態です。該当保険者へお問い合わせください。
7	医療助成分の請求はどのように請求しますか。	主保険（国民健康保険、後期高齢者医療）の申請書とは別に医療助成分の申請書を作成し、「公費負担者番号」、「公費受給者番号」欄に番号を記入してください。また、「保険者番号」、「被保険者証等の記号番号」欄に主保険の情報も併せて記入してください。 主保険が県外の国民健康保険、後期高齢者医療の方、及び主保険が国民健康保険、後期高齢者医療以外については、医療助成分のみの請求となります。「保険者番号」、「被保険者証等の記号番号」欄に主保険の情報も併せて記入してください。一部負担金額、請求金額をご確認のうえ請求してください。
8	国民健康保険団体連合会柔道整復施術療養費審査委員会とは。	施術担当者を代表する委員、保険者を代表する委員及び学識経験者の委員で構成された柔道整復施術療養費審査委員会が国保連合会に設置され、柔道整復施術療養費支給申請書の審査を行っています。